



## 本号の内容

1. 海外トピックス：ベトナム、タイ、ミャンマー
2. 特集：海外現地での販売価格について
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：中国企業の貿易権について

## 1. 海外トピックス

### 📖 ベトナム：ADB が 2024 年の経済成長率を政府目標内と予測

アジア開発銀行(ADB)は7月17日、2024年通年のベトナムのGDP成長率予測を4月時と同じ前年比6.0%増に据え置くと発表しました。2023年の成長率は同5.05%でしたが、2024年は外需が好調で、また内需も金融緩和により復調傾向であることから、成長率は前年を上回り、政府目標の成長率6.0~6.5%の範囲に収まるとADBは予測しています。

### 📖 タイ：政府が外国人事業法違反に対する調査を強化

タイ政府は8月17日、名義借り（ノミニー）等の、外国人事業法違反行為の疑いのある外国企業に対し、商務省商業開発局（DBD）が調査を強化している、と発表しました。対象企業として、旅行代理店、レストラン、スーパーマーケット、委託生産請負業などが挙げられています。法令では外国人事業法違反に対し、自由刑や罰金が規定されています。

### 📖 ミャンマー：輸出代金の強制兌換比率を変更

ミャンマー中央銀行は8月7日、輸出企業が受領した外貨について、1営業日以内に自国通貨チャットへ強制的に兌換する比率を8月8日より従前の全額35%から25%に変更すると発表しました（2024年第37号通知）。受領外貨の残り75%は強制的な兌換を30日間猶予され、その間に貿易取引への使用のほか、銀行や第三者への売却が可能です。

## 2. 特集：海外現地での販売価格について

海外販路開拓を進める際、現地での販売価格は商品・製品の売れ行きに大きな影響を与える要素の一つです。卸売・小売業者などの中間業者を経由する過程で様々なコストが発生するため、現地販売価格は国内の小売価格と比較すると高くなる傾向にあります。

本稿では、信用金庫取引先より相談の多い食品について、日本から商品を輸出し、海外で販売する際にどのようなコストがかかるのかを確認するとともに、現地での販売価格がどの程度の水準になるかを示します。これにより、どのような方策を講じることで海外での販売価格を抑えることが可能かについて解説いたします。

### (1) 海外における販売価格は日本と比較してなぜ高いのか

日本から輸出された商品は、販売に至るまでに卸売・小売業者を経由する過程で、様々なコストが発生します。一般的に、サプライヤーが日本国内の商社に輸出を依頼した場合、図表 1 に示すような流れとなり、各段階で手数料や税金等の費用が発生します。

図表 1

負担者	日本		海外		
	サプライヤー	商社 (輸出者)	ディストリビューター (輸入者)	小売業者	消費者
コスト 内容	物流費	倉庫費用 輸出諸費用 輸出通関費用 国際物流費 保険費用	倉庫費用 通関費用 関税 その他税金（酒税等） 物流費	在庫管理費 販売費	付加価値税（VAT）

卸売・小売業者は、仕入価格に自社利益およびこれらコストを勘案して、卸価格・販売価格を決めます。国・地域によっては、小売業者に至るまでに、地理的要因や商習慣により、複数の卸業者が介在することがあります。その場合は、小売価格がさらに上昇する要因となります。

卸売・小売業者の手数料率は、商品内容や数量、仕向け国への物流費などのコストにより異なりますが、各種調査資料によれば、一般的には商社やディストリビューターである卸業者が約 20～30%、小売業者が約 30～40%とされています。

図表 2 は、サプライヤーの卸価格を 100 とした場合に、卸売・小売業者を経由することで価格がどのように上昇するかを示したものです。ここでは、商社の手数料率を 30%、ディストリビューターを 20%、小売業者を 30%と仮定し、国際物流費および保険を商社負担とする CIF 条件を想定して算出しています。

信用金庫の取引先から販路開拓先として多く相談を受ける香港、シンガポール、米国においては、実店舗を持つ小売業者に至るまでにディストリビューターを 2 社程度経由するケースが多いとされています。その場合、店頭販売価格は卸価格の約 2.4 倍となります。

図表 2 の下方には、サプライヤー自らが輸出者となる直接貿易の場合を示しています（卸価格に輸出手続き費用を見込んだ数値に調整）。商社経由で海外にてディストリビューターが 2 社入る場合と比較しても、価格を抑えられることが分かります。

図表 2 (サプライヤーの商社への卸価格を 100 と設定し、以降は次の流通段階への卸価格を示している)

	サプライヤー	輸出商社	ディストリビューター①	ディストリビューター②	ディストリビューター③	小売業者
パターン 1	100	130	156			203
パターン 2	100	130	156	187		243
パターン 3	100	130	156	187	225	292
直接パターン 1	110		132			172
直接パターン 2	110		132	158		205

## (2) 海外における販売価格の状況

図表 3 は、日本の大手食品メーカーの商品について、日本の WEB ショップでの販売価格を 1 とした場合に、香港、シンガポール、米国の主な WEB ショップでは何倍になっているかを示したものです。なお、海外の WEB ショップは図表 2 のパターン 1 となることがほとんどです。

商品により倍率は様々となっていますが、日本の小売価格と比較すると高い価格で販売されていることが確認できます。各国・地域で倍率が異なる要因としては、日本からの距離による物流費、関税の有無が挙げられます。

図表 3

商品	日本	香港	シンガポール	米国
菓子「A」	1.0	2.2	3.0	4.1
菓子「B」	1.0	2.8	2.7	2.7
茶飲料「C」	1.0	2.9	2.2	5.3
ソース「D」	1.0	1.9	1.8	1.6
即席麺「E」	1.0	2.2	2.1	3.0
カレールー「F」	1.0	1.7	2.4	2.2
味噌「G」	1.0	3.7	3.3	3.3
平均値	1.0	2.5	2.5	3.2
(中央値)	1.0	2.2	2.4	3.0

(出所) WEB調査にもとづき信金中金作成 (2024.9.25)

## (3) 留意点

以上より、海外現地における販売価格は、卸売・小売業者を経由する際に発生するコスト等により、日本国内の価格と比較すると上昇する傾向となることを示しました。

この販売価格を抑えるためにサプライヤー側が採り得る方策としては、以下の点が挙げられます。まず、商社に貿易手続きを依頼する場合、EPA (経済連携協定) 締結国向けの輸出であれば、EPA の利用を商社に打診し協力を求めることが一つの方法です。また、企業体力があり直接貿易を行える場合には、海外ディストリビューターと直接取引を行うことが効果的であると言えます。

実務においては、個別の事情や予期せぬ障害により、計画通りに進まないケースも多々あります。その際には専門家の意見だけでなく、お取引のある信用金庫等のセカンドオピニオンを求めることが推奨されます。本稿についてのご不明な点は、お取引のある信用金庫へご連絡ください。

### 3. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : 中国企業の貿易権について

**Q** 2024年初めに部品を中国企業に製造委託しようと考え、見込み先をWEB上で見つけました。交渉を進め始めたところ、当該企業より「貿易権」が無いので、直接日本に製品は輸出できないと言われました。この「貿易権」とはどのようなものか教えてください。

**A** 中国における「貿易権」とは、中国国内の企業が貨物やサービスの輸出入を行う権限を指します。2022年12月30日に「対外貿易法」が改正される以前は、「貿易権」を取得するために主管部門（市場監督管理部門）への届出と登記が必要でした。しかし、改正後は手続きに関する条文が削除され、中国国内の全ての企業が特別な手続きを経ることなく「貿易権」を持つことができるようになりました。

ただし、実際に貨物を輸出するためには、他の政府機関での諸手続きを行い、事前に企業登録を完了させる必要があります。先方企業が「貿易権が無い」と回答した背景には、実務上必要な諸手続きが未了であるか、またはそれらの手続きを進める意思がないことが考えられます。

#### 【中国国内の企業が貿易をするにあたり行う主な手続き】

##### ① 管轄する税関へ企業情報の登録

自社にて商品・製品など貨物の輸出入を行いたい企業は、管轄する税関に、企業名、代表者名のほか、出資者情報、通関担当者などの情報について届出が必要です。

##### ② 銀行への登録

「貿易外匯収支企業名録申請表」を取引銀行等宛に申請・登録することが必要です。従前は、所轄の外貨管理局への申請でしたが、2024年6月1日に変更されました（匯発 [2024]11号）。

(<http://m.safe.gov.cn/safe/2024/0407/24204.html>)

##### ③ 輸出関連税の還付登録

中国国内企業は貨物を輸出した際、国内取引にかかわる増値税（日本の消費税に類似）の還付措置等が受けられます。それには所轄税務局での登録手続きが必要です。

本稿についてご不明な点があれば、お取引のある信用金庫へご連絡ください。

#### <編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ  
東京都中央区八重洲1丁目3番7号  
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>  
Tel : 03(5202)7674  
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。